
登録規則細則

細
則

2019 年 第 3 回 一部改正

2019 年 12 月 27 日 達 第 52 号
2019 年 7 月 22 日 技術委員会 審議

2019 年 12 月 27 日 達 第 52 号
登録規則細則の一部を改正する達

「登録規則細則」の一部を次のように改正する。

2 章 船級登録

2.1 船級の登録

2.1.3 船級符号への付記

-3.(2)を次のように改める。

-3. 規則 2.1.3-2.の付記は、次の(1)及び(2)に従って行う。

((1)は省略)

(2) 次の(a)及び(b)に掲げる付記は、海洋汚染防止のための構造及び設備規則 8 編 1.1.3 に従って、次に掲げる船舶について行う。

((a)は省略)

(b) 次の i) 及び/又は ii) を搭載し、海洋汚染防止のための構造及び設備規則 8 編 1.2.2-1.(4)(e) 又は同編 2.2-1.(3) 2. に定める硫黄の質量濃度に関する規制に適合するか、当該規制への適合と少なくとも同等の実効性を有する船舶に対し、
「Sulphur Oxides」(略号: SO_x) を船級符号に付記する。なお、搭載される設備/装置に応じて、当該付記の後の括弧内に次の付記を列挙する。また、i) の燃料並びに ii) の燃料を使用する機関及び ii) の装置を備える機関の用途については、船級登録原簿に注記として記載する。

(i) 及び ii) は省略)

附 則

1. この達は、2020 年 3 月 1 日から施行する。